

令和2年

市議会2月定例会議案
(その1)

掛川市

目 次

(その1)

議案番号	件 名	頁
議案第 1 号	令和2年度掛川市一般会計予算について	1
議案第 2 号	令和2年度掛川市国民健康保険特別会計予算について	11
議案第 3 号	令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算について	15
議案第 4 号	令和2年度掛川市介護保険特別会計予算について	19
議案第 5 号	令和2年度掛川市公共用地取得特別会計予算について	23
議案第 6 号	令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について	27
議案第 7 号	令和2年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算について	31
議案第 8 号	令和2年度上西郷財産区特別会計予算について	35
議案第 9 号	令和2年度桜木財産区特別会計予算について	39
議案第 10 号	令和2年度東山財産区特別会計予算について	43
議案第 11 号	令和2年度佐東財産区特別会計予算について	47
議案第 12 号	令和2年度掛川市水道事業会計予算について	51
議案第 13 号	令和2年度掛川市簡易水道事業会計予算について	53
議案第 14 号	令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算について	55
議案第 15 号	令和2年度掛川市農業集落排水事業会計予算について	57
議案第 16 号	令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算について	59
議案第 17 号	市長等の給料の特例に関する条例の制定について	61
議案第 18 号	掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について	63

議案第 19 号	掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について	65
議案第 20 号	掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	67
議案第 21 号	掛川市税条例の一部改正について	71
議案第 22 号	掛川市部設置条例の一部改正について	75
議案第 23 号	掛川市職員定数条例の一部改正について	77
議案第 24 号	掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について	79
議案第 25 号	掛川市印鑑条例の一部改正について	95
議案第 26 号	掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について	97
議案第 27 号	掛川市国民健康保険税条例の一部改正について	103
議案第 28 号	掛川市手数料条例の一部改正について	111
議案第 29 号	掛川市営住宅管理条例の一部改正について	115
議案第 30 号	掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について	119
議案第 31 号	掛川市立学校設置条例の一部改正について	121
議案第 32 号	掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について	123

(その2)

議案第 33 号	令和元年度掛川市一般会計補正予算(第5号)について	125
議案第 34 号	令和元年度掛川市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	135
議案第 35 号	令和元年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)について	139
議案第 36 号	令和元年度掛川市介護保険特別会計補正予算(第4号)について	143
議案第 37 号	令和元年度掛川市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)について	147
議案第 38 号	令和元年度掛川駅周辺施設管理特別会計補正予算(第1号)について	151

議案第 39 号	令和元年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計補正予算（第2号）について	155
議案第 40 号	令和元年度掛川市簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	159
議案第 41 号	令和元年度掛川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	163
議案第 42 号	令和元年度掛川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について	169
議案第 43 号	袋井市と掛川市との間の湛水防除事業の事務委託に関する規約の制定について	173
議案第 44 号	第2次掛川市総合計画基本構想の改定について	177
議案第 45 号	新市建設計画の変更について	209
議案第 46 号	掛川市道路線の廃止について	257
議案第 47 号	掛川市道路線の認定について	259
議案第 48 号	掛川市道路線の変更について	265
議案第 49 号	市有地の処分について	267
議案第 50 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市二の丸美術館）	269
議案第 51 号	公の施設の指定管理者の指定について（掛川市ステンドグラス美術館）	271
議案第 52 号	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度掛川市一般会計補正予算（第4号））	273
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	287

令和2年度掛川市一般会計予算

令和2年度掛川市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,780,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 市税		千円 20,706,226
	1 市民税	8,315,580
	2 固定資産税	9,641,586
	3 軽自動車税	390,185
	4 市たばこ税	703,000
	5 入湯税	28,200
	6 都市計画税	1,627,675
2 地方譲与税		571,000
	1 地方揮発油譲与税	136,000
	2 自動車重量譲与税	409,000
	3 森林環境譲与税	26,000
3 利子割交付金		15,000
	1 利子割交付金	15,000
4 配当割交付金		77,000
	1 配当割交付金	77,000
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000
6 法人事業税交付金		224,000
	1 法人事業税交付金	224,000
7 地方消費税交付金		2,751,000
	1 地方消費税交付金	2,751,000
8 ゴルフ場利用税交付金		66,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	66,000
9 環境性能割交付金		160,000
	1 環境性能割交付金	160,000
10 地方特例交付金		141,000

款	項	金額
		千円
	1 地方特例交付金	141,000
11 地方交付税		3,019,000
	1 地方交付税	3,019,000
12 交通安全対策特別交付金		22,000
	1 交通安全対策特別交付金	22,000
13 分担金及び負担金		216,670
	1 分担金	12,180
	2 負担金	204,490
14 使用料及び手数料		595,138
	1 使用料	387,471
	2 手数料	207,667
15 国庫支出金		6,437,117
	1 国庫負担金	3,163,513
	2 国庫補助金	3,247,291
	3 委託金	26,313
16 県支出金		3,802,318
	1 県負担金	1,956,959
	2 県補助金	1,585,746
	3 委託金	259,613
17 財産収入		59,243
	1 財産運用収入	23,892
	2 財産売払収入	35,351
18 寄附金		778,255
	1 寄附金	778,255
19 繰入金		3,137,657
	1 基金繰入金	3,137,657

款	項	金 額
20 繰越金		千円 50,000
	1 繰越金	50,000
21 諸収入		2,765,176
	1 延滞金加算金及び過料	27,458
	2 市預金利子	300
	3 貸付金元利収入	1,468,154
	4 受託事業収入	11,466
	5 雑入	1,257,798
22 市債		5,135,200
	1 市債	5,135,200
歳 入 合 計		50,780,000

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		千円 260,664
	1 議会費	260,664
2 総務費		5,730,855
	1 総務管理費	4,747,959
	2 賦課徴収費	527,694
	3 戸籍住民基本台帳費	358,307
	4 選挙費	9,284
	5 統計調査費	49,635
	6 監査委員費	37,976
3 民生費		15,992,147
	1 社会福祉費	6,579,511
	2 児童福祉費	8,766,070
	3 生活保護費	630,882
	4 災害援助費	15,684
4 衛生費		5,348,168
	1 保健費	2,898,724
	2 衛生費	271,820
	3 清掃費	2,177,624
5 労働費		1,477,595
	1 労働諸費	1,477,595
6 農林水産業費		1,431,153
	1 農業費	535,130
	2 農地費	746,563
	3 林業費	149,429
	4 水産業費	31
7 商工費		1,498,148

款	項	金 額
		千円
	1 商工費	1,498,148
8 土木費		5,898,914
	1 土木管理費	258,993
	2 道路橋梁費	2,019,122
	3 河川費	1,018,128
	4 都市計画費	2,238,242
	5 住宅費	364,429
9 消防費		1,702,782
	1 消防費	1,702,782
10 教育費		5,969,365
	1 教育総務費	324,213
	2 小学校費	931,576
	3 中学校費	441,624
	4 幼稚園費	1,664,308
	5 社会教育費	1,028,811
	6 保健体育費	1,578,833
11 災害復旧費		168,296
	1 農林水産施設災害復旧費	74,979
	2 土木施設災害復旧費	93,317
12 公債費		5,261,313
	1 公債費	5,261,313
13 予備費		40,600
	1 予備費	40,600
歳 出 合 計		50,780,000

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限度額
本庁舎電話交換設備リース料	自 令和 2 年度 至 令和 9 年度	70,372
美術館施設管理業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	440,000
第一小学童保育所建物リース料	自 令和 2 年度 至 令和 12 年度	43,242
資源ごみ収集業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	373,820
ごみ収集業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	734,130
プラスチック類収集業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	229,065
農業近代化資金利子補給金 (令和2年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 8 年度	5,569
小口資金利子補給金 (令和2年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 7 年度	345
短期経営改善資金利子補給金 (令和2年度分)	自 令和 2 年度 至 令和 3 年度	800
健康ふれあい館施設管理業務委託	自 平成 28 年度 至 令和 2 年度	136,756
松ヶ岡整備工事	自 令和 2 年度 至 令和 6 年度	400,000
さかがわ学校給食センター・こうようの丘 調理業務委託	自 令和 2 年度 至 令和 5 年度	611,883

備考 「健康ふれあい館施設管理業務委託」は、平成28年度に設定した「健康ふれあい館施設管理業務委託」(限度額136,000千円)について、新たな債務負担行為を設定し、限度額を変更するものである。(756千円増)

第3表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
民生債 (1,085,400)	認定こども園整備事業	1,037,400	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	ききょう荘施設改修事業	48,000			
衛生債 (200,000)	板沢最終処分場整備事業	200,000			
農林水産債 (97,300)	農業農村整備事業	62,600			
	辺地対策事業 (林道開発改良事業)	7,000			
	辺地対策事業 (森林空間活用事業)	27,700			
土木債 (2,085,900)	辺地対策事業 (市道改良事業)	60,500			
	公共道路事業	111,500			
	合併推進道路整備事業	228,300			
	事業関連道路改良事業	174,800			
	橋梁整備事業	28,200			
	市単河川整備事業	95,000			
	海岸防災林強化事業	764,000			
	道路橋梁維持事業	84,600			
	橋梁耐震補強事業	118,300			

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債	歩道改良事業	125,900	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	下垂木地区まちづくり事業	278,100			
	掛川駅周辺地区まちづくり事業	5,400			
	掛川城周辺地区まちづくり事業	3,500			
	舗装改良事業	7,800			
消防債 (244,300)	消防ポンプ車整備事業	15,000			
	同報無線整備事業	13,800			
	防災資機材備蓄施設整備事業	9,400			
	はしご付消防車整備事業	164,600			
	西分署庁舎改修事業	41,500			
教育債 (128,000)	学校施設環境改善事業	3,700			
	大東給食センター改修事業	10,700			
	和田岡古墳群史跡整備事業	37,000			
	文化ホール改修事業	76,600			
災害復旧債 (41,600)	農業施設災害復旧事業	13,200			

(単位 千円)

項 目	起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害復旧債	林業施設災害復旧事業	4,700	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。
	土木施設災害復旧事業	23,700			
県貸付金 (6,700)	災害援護資金県貸付金	6,700			
臨時財政対策債 (1,246,000)	臨時財政対策債	1,246,000			
合 計		5,135,200			

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計予算

令和2年度掛川市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,948,684千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円 2,308,428
	1 国民健康保険税	2,308,428
2 使用料及び手数料		88
	1 手数料	88
3 国庫支出金		7
	1 国庫補助金	7
4 県支出金		8,506,887
	1 県補助金	8,506,887
5 財産収入		156
	1 財産運用収入	156
6 繰入金		1,077,389
	1 一般会計繰入金	825,396
	2 基金繰入金	251,993
7 繰越金		20,000
	1 繰越金	20,000
8 諸収入		35,729
	1 延滞金加算金及び過料	28,033
	2 預金利子	1
	3 雑入	7,695
歳 入 合 計		11,948,684

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 161,520
	1 総務管理費	121,382
	2 徴税費	36,461
	3 運営協議会費	262
	4 趣旨普及費	3,415
2 保険給付費		8,402,061
	1 療養諸費	7,357,962
	2 高額療養費	997,170
	3 助産諸費	37,819
	4 葬祭費	9,000
	5 移送費	110
3 国民健康保険事業費納付金		3,227,892
	1 医療給付費分	2,210,792
	2 後期高齢者支援金等分	760,570
	3 介護納付金分	256,530
4 共同事業拠出金		2
	1 共同事業拠出金	2
5 保健事業費		135,551
	1 保健事業費	135,551
6 基金積立金		156
	1 基金積立金	156
7 公債費		200
	1 一般公債費	200
8 諸支出金		15,050
	1 償還金及び還付加算金	15,050
9 予備費		6,252

款	項	金額
	1 予備費	千円 6,252
歳出合計		11,948,684

令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算

令和2年度掛川市後期高齢者医療保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,305,220千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、300,000千円と定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		千円 1,029,693
	1 後期高齢者医療保険料	1,029,693
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 繰入金		272,425
	1 一般会計繰入金	272,425
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		2,101
	1 延滞金加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	2,000
歳 入 合 計		1,305,220

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 28,672
	1 総務管理費	25,315
	2 徴収費	3,357
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,231,935
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,231,935
3 保健事業費		42,513
	1 保健事業費	42,513
4 公債費		100
	1 公債費	100
5 諸支出金		2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000
歳 出 合 計		1,305,220

令和2年度掛川市介護保険特別会計予算

令和2年度掛川市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,873,032千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 保険料		千円 2,248,355
	1 介護保険料	2,248,355
2 分担金及び負担金		28,967
	1 負担金	28,967
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		1,971,140
	1 国庫負担金	1,630,035
	2 国庫補助金	341,105
5 支払基金交付金		2,534,688
	1 支払基金交付金	2,534,688
6 県支出金		1,421,283
	1 県負担金	1,365,592
	2 県補助金	55,691
7 財産収入		317
	1 財産運用収入	317
8 繰入金		1,660,632
	1 一般会計繰入金	1,505,887
	2 基金繰入金	154,745
9 繰越金		20
	1 繰越金	20
10 諸収入		7,629
	1 延滞金加算金及び過料	10
	2 預金利子	10
	3 雑入	7,609
歳 入 合 計		9,873,032

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 212,583
	1 総務管理費	55,378
	2 徴収費	11,809
	3 介護認定審査会費	145,396
2 保険給付費		9,657,412
	1 保険給付費等諸費	9,224,265
	2 地域支援事業費	433,147
3 基金積立金		317
	1 基金積立金	317
4 公債費		700
	1 公債費	700
5 諸支出金		2,020
	1 償還金及び還付加算金	2,020
歳 出 合 計		9,873,032

令和2年度掛川市公共用地取得特別会計予算

令和2年度掛川市公共用地取得特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ536,849千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		1,445
	1 財産運用収入	766
	2 財産売却収入	679
2 繰入金		1,475
	1 基金繰入金	1,475
3 繰越金		533,899
	1 繰越金	533,899
4 諸収入		30
	1 預金利子	30
歳 入 合 計		536,849

歳 出

款	項	金 額
1 公共用地取得事業費		千円 536,849
	1 公共用地取得事業費	536,849
歳 出 合 計		536,849

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算

令和2年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ138,448千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 100,437
	1 使用料	100,437
2 国庫支出金		14,740
	1 国庫補助金	14,740
3 繰越金		100
	1 繰越金	100
4 諸収入		3,371
	1 預金利子	1
	2 雑入	3,370
5 市債		19,800
	1 市債	19,800
歳入合計		138,448

歳 出

款	項	金 額
1 駅周辺施設管理費		千円 131,793
	1 駅周辺施設管理費	131,793
2 大手門駐車場施設管理費		5,916
	1 大手門駐車場施設管理費	5,916
3 予備費		739
	1 予備費	739
歳 出 合 計		138,448

第2表 地方債

(単位 千円)

項目	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土木債 (19,800)	掛川駅周辺地区まちづくり事業	19,800	証書借入	政府資金は指定利率。その他は5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に従う。ただし、市財政の都合により据置期間中でも繰上償還をなし又は償還期限を短縮し若しくは低利債に借換えすることができる。

議案第7号

令和2年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算

令和2年度大坂・土方工業用地整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ348,638千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 県支出金		千円 6,490
	1 県補助金	6,490
2 財産収入		92,600
	1 財産売払収入	92,600
3 繰入金		249,548
	1 一般会計繰入金	249,548
歳入合計		348,638

歳 出

款	項	金 額
1 工業用地整備事業費		千円 348,638
	1 工業用地整備事業費	348,638
歳 出 合 計		348,638

令和2年度上西郷財産区特別会計予算

令和2年度上西郷財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,636千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 635
	1 財産運用収入	635
2 繰越金		2,000
	1 繰越金	2,000
3 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,636

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 181
	1 管理会費	181
2 総務費		693
	1 総務管理費	649
	2 選挙費	44
3 予備費		1,762
	1 予備費	1,762
歳 出 合 計		2,636

令和2年度桜木財産区特別会計予算

令和2年度桜木財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ58千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1
	1 財産運用収入	1
2 繰入金		55
	1 基金繰入金	55
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		58

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 56
	1 総務管理費	56
2 予備費		2
	1 予備費	2
歳 出 合 計		58

令和2年度東山財産区特別会計予算

令和2年度東山財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,425千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 財産収入		千円 1,714
	1 財産運用収入	1,714
2 繰入金		700
	1 基金繰入金	700
3 繰越金		10
	1 繰越金	10
4 諸収入		1
	1 雑入	1
歳 入 合 計		2,425

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 620
	1 管理会費	620
2 総務費		1,772
	1 総務管理費	1,772
3 予備費		33
	1 予備費	33
歳 出 合 計		2,425

令和2年度佐束財産区特別会計予算

令和2年度佐束財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,187千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入		8,567
	1 財産運用収入	8,567
2 繰越金		620
	1 繰越金	620
歳入合計		9,187

歳 出

款	項	金 額
1 管理会費		千円 733
	1 管理会費	733
2 総務費		8,281
	1 総務管理費	8,281
3 予備費		173
	1 予備費	173
歳 出 合 計		9,187

令和2年度掛川市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度掛川市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	50,300件
(2) 総給水量	14,402,000m ³
(3) 一日平均給水量	39,458m ³
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 一般配水管改良事業	294,300千円
(イ) 生活基盤施設耐震化事業	200,000千円
(ウ) 配水施設関連事業	503,700千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 水道事業収益			3,145,711千円
第1項 営業収益			2,850,078千円
第2項 営業外収益			295,630千円
第3項 特別利益			3千円
	支	出	
第1款 水道事業費用			2,984,937千円
第1項 営業費用			2,847,547千円
第2項 営業外費用			127,379千円
第3項 特別損失			11千円
第4項 予備費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,254,299千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額119,140千円、過年度分損益勘定留保資金835,159千円、建設改良積立金300,000千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			347,654千円
第1項 負担金			31,600千円
第2項 他会計支出金			10,783千円
第3項 企業債			240,000千円
第4項 国庫支出金			50,000千円
第5項 固定資産売却代金			1千円
第6項 その他資本的収入			15,270千円
	支	出	
第1款 資本的支出			1,601,953千円
第1項 建設改良費			1,353,396千円
第2項 企業債償還金			247,011千円
第3項 国庫補助金返還金			1,546千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ38千円及び57千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
漏水調査業務委託	令和2年度から 令和3年度まで	50,796千円
配水施設関連事業 原里浄水場改修工事	令和2年度から 令和3年度まで	500,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業 (送配水設備改良事業)	240,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 177,013千円

(他会計からの補助金)

第10条 緊急地震・津波対策事業のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、373千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、13,300千円と定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市簡易水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度掛川市簡易水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数	211件
(2) 総給水量	62,198㎡
(3) 一日平均給水量	170㎡
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 公共事業関連事業	30,687千円
(イ) 機械設備改良事業	3,976千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		17,040千円
第1項 営業収益		7,140千円
第2項 営業外収益		9,900千円
	支	出
第1款 水道事業費用		22,413千円
第1項 営業費用		22,355千円
第2項 営業外費用		58千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,264千円は、引継金4,264千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		31,896千円
第1項 負担金		30,687千円
第2項 他会計支出金		1,209千円
	支	出
第1款 資本的支出		36,160千円
第1項 建設改良費		35,465千円
第2項 企業債償還金		695千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ127千円及び2,382千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、20,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(他会計からの補助金)

第7条 簡易水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、4,355千円である。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度掛川市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域面積	1,110ha
(2) 年間総処理水量	3,895,000㎡
(3) 一日平均処理水量	10,672㎡
(4) 主要な建設改良事業	
(ア) 管路建設事業	1,104,311千円
(イ) ポンプ場建設改良事業	80,100千円
(ウ) 処理場建設改良事業	21,242千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,549,947千円
第1項 営業収益	633,931千円
第2項 営業外収益	1,912,898千円
第3項 特別利益	3,118千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,011,020千円
第1項 営業費用	1,728,239千円
第2項 営業外費用	271,920千円
第3項 特別損失	10,761千円
第4項 予備費	100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額804,892千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額52,857千円、当年度分損益勘定留保資金265,743千円、利益剰余金処分額485,923千円、引継金369千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,326,636千円
第1項 企業債	771,000千円
第2項 負担金等	22,232千円
第3項 国庫支出金	331,306千円
第4項 他会計支出金	202,098千円
支 出	
第1款 資本的支出	2,131,528千円
第1項 建設改良費	1,205,653千円
第2項 企業債償還金	925,875千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ87,065千円及び79,905千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
北部中継ポンプ場建設工事	令和2年度から 令和5年度まで	743,100千円
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和2年度から 令和6年度まで	287千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業 (管路建設事業)	771,000千円	証書借入	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 111,142千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、601,779千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち485,923千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市農業集落排水事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度掛川市農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 処理区域面積 229ha
- (2) 年間総処理水量 461,000m³
- (3) 一日平均処理水量 1,263m³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		415,113千円
第1項 営業収益		69,600千円
第2項 営業外収益		345,513千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		344,137千円
第1項 営業費用		309,735千円
第2項 営業外費用		30,342千円
第3項 特別損失		3,960千円
第4項 予備費		100千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する100,272千円は、当年度分損益勘定留保資金29,481千円、及び利益剰余金処分額70,791千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入		2,014千円
第1項 負担金等		40千円
第2項 他会計支出金		1,974千円
	支	出
第1款 資本的支出		102,286千円
第1項 企業債償還金		102,286千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ14,126千円である。

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第6条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、

又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,908千円

(他会計からの補助金)

第8条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、95,227千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち70,791千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 管理基数 1,758基

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	下水道事業収益	213,253千円
第1項	営業収益	93,387千円
第2項	営業外収益	119,866千円
		支 出
第1款	下水道事業費用	209,656千円
第1項	営業費用	191,482千円
第2項	営業外費用	14,705千円
第3項	特別損失	3,419千円
第4項	予備費	50千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,866千円は、当年度分損益勘定留保資金37,036千円、及び利益剰余金処分別2,830千円で補てんするものとする。）。

		収 入
第1款	資本的収入	897千円
第1項	他会計支出金	897千円
		支 出
第1款	資本的支出	40,763千円
第1項	企業債償還金	40,763千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ32,234千円である。

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
宅内排水設備工事資金利子補給金	令和2年度から 令和5年度まで	203千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、120,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第7条 次条に定める経費以外の各項目の経費の金額は、各項目間において流用することができるものとする。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費の金額については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 4,208千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業安定のため一般会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、29,982千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度利益剰余金のうち2,830千円は次のとおり処分するものとする。

(1) 減債積立金

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

議案第17号

市長等の給料の特例に関する条例の制定について

市長等の給料の特例に関する条例を裏面のとおりに制定する。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

市長等の給料の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、財産管理上不適切な取扱いがあったこと等にかんがみ、掛川市特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例（平成17年掛川市条例第34号。以下「特別職給料条例」という。）に基づいて支給する市長及び副市長（以下「市長等」という。）の給料の額の減額のための特例を定めるものとする。

(市長等の給料の額の特例)

第2条 市長等が令和2年3月1日から同年5月31日までの期間に支給されるべき給料の額は、特別職給料条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、市長にあつては、当該額に100分の30、副市長にあつては、当該額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。

議案第18号

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部改正について

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第7号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成17年掛川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（<u>掛川市長の選挙の場合に限る。</u>以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第7条 候補者（<u>掛川市長の選挙の場合に限る。</u>）は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p style="text-align: center;">（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、法第142条第1項第6号のビラ（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び法第143条第1項第5号のポスター（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">（選挙運動用ビラの作成の公営）</p> <p>第7条 候補者は、第10条に定める額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第19号

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年掛川市条例第28号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年掛川市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第6条 この条例において「補償基礎額」とは、次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p>

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた公務上の災害又は通勤による災害に係る補償については、なお従前の例による。

議案第20号

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年掛川市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																								
<p>(不快な業務に係る特殊勤務手当)</p> <p>第7条 不快な業務に係る特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 下水道作業手当</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>下水道作業手当は、職員が次の各号のいずれかに掲げる作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>(1) 下水処理場内で汚水又は汚泥を直接取り扱う作業</u></p> <p><u>(2) 下水道管又はマンホールの内部で行う作業又は検査</u></p> <p><u>(3) 宅内排水設備の内部構造の検査</u></p> <p><u>(4) 合併処理浄化槽の内部構造の検査</u></p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">特殊勤務の区分</th> <th style="text-align: center;">特殊勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">不快な業務に係る特殊勤務手当</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>下水道作業手当</u></td> <td style="width: 70%;">1日につき500円（当該作業に従事した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特殊勤務の区分		特殊勤務手当の額	(略)			不快な業務に係る特殊勤務手当	<u>下水道作業手当</u>	1日につき500円（当該作業に従事した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）	(略)			<p>(不快な業務に係る特殊勤務手当)</p> <p>第7条 不快な業務に係る特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 浄化槽検査手当</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>浄化槽検査手当は、職員が合併浄化槽の内部構造を検査したときに支給する。</u></p> <p>別表（第13条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">特殊勤務の区分</th> <th style="text-align: center;">特殊勤務手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="width: 15%;">不快な業務に係る特殊勤務手当</td> <td style="width: 15%; text-align: center;"><u>浄化槽検査手当</u></td> <td style="width: 70%;">1日につき500円（当該検査に要した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	特殊勤務の区分		特殊勤務手当の額	(略)			不快な業務に係る特殊勤務手当	<u>浄化槽検査手当</u>	1日につき500円（当該検査に要した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）	(略)		
特殊勤務の区分		特殊勤務手当の額																							
(略)																									
不快な業務に係る特殊勤務手当	<u>下水道作業手当</u>	1日につき500円（当該作業に従事した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）																							
(略)																									
特殊勤務の区分		特殊勤務手当の額																							
(略)																									
不快な業務に係る特殊勤務手当	<u>浄化槽検査手当</u>	1日につき500円（当該検査に要した時間が1日につき3時間55分に満たない場合は、250円）																							
(略)																									

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第21号

掛川市税条例の一部改正について

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市税条例の一部を改正する条例

掛川市税条例（平成17年掛川市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後												
<p>(均等割の税率) 第18条 (略)</p> <p>2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">法人の区分</th> <th style="width: 40%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略) </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 年額50,000円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、<u>100分の9.7</u>とする。 (市民税の減免) 第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者</p>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略)	年額50,000円	(略)		<p>(均等割の税率) 第18条 (略)</p> <p>2 第14条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">法人の区分</th> <th style="width: 40%;">税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号及び第47条において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略) </td> <td style="vertical-align: top; text-align: center;"> 年額50,000円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人税割の税率) 第22条 法人税割の税率は、<u>100分の6.0</u>とする。 (市民税の減免) 第47条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者</p>	法人の区分	税率	(1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号及び第47条において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略)	年額50,000円	(略)	
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略)	年額50,000円												
(略)													
法人の区分	税率												
(1) 次に掲げる法人 ア・イ (略) ウ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号及び第47条において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。） エ・オ (略)	年額50,000円												
(略)													

に対し、市民税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2・3 (略)

に対し、市民税を減免する。

(1)～(4) (略)

(5) 一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）

(6) (略)

(7) (略)

2・3 (略)

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第22条の改正 公布の日

(2) 第18条及び第47条の改正 令和2年4月1日

2 改正後の掛川市税条例（以下「新条例」という。）第22条の規定は、令和元年10月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第18条及び第47条の規定は、令和2年度分の市民税の減免から適用する。

議案第22号

掛川市部設置条例の一部改正について

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市部設置条例の一部を改正する条例

掛川市部設置条例（平成17年掛川市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（部の事務分掌）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 協働環境部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) （略）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) （略）</u></p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 上下水道部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 下水道事業に関すること。</u></p> <p>9 （略）</p>	<p style="text-align: center;">（部の事務分掌）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 協働環境部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1)・(2) （略）</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3) 文化財の保護に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(4) （略）</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(5) （略）</u></p> <p>4～7 （略）</p> <p>8 上下水道部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1) 汚水処理に関すること。</u></p> <p>9 （略）</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第23号

掛川市職員定数条例の一部改正について

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市職員定数条例の一部を改正する条例

掛川市職員定数条例（平成17年掛川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>503人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>118人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>114人</u></p> <p>(9) 公営企業職員 <u>22人</u></p>	<p>(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長の事務部局の職員 <u>499人</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 教育委員会の事務部局及び教育機関の職員 <u>107人</u></p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 消防職員 <u>117人</u></p> <p>(9) 公営企業職員 <u>38人</u></p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第24号

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正について

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

掛川市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成29年掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（市長が管理及び執行する事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>文化財の保護に関する</u> <u>ことを除く。</u>）</p>	<p>（市長が管理及び執行する事務）</p> <p>第2条 市長は、次に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行するものとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）</p> <p>(2) 文化に関すること（<u>次号に掲げるものを除く。</u>）</p> <p><u>(3) 文化財の保護に関すること。</u></p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（掛川市文化財保護条例の一部改正）

- 2 掛川市文化財保護条例（平成17年掛川市条例第174号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>掛川市教育委員会</u> (以下「<u>教育委員会</u>」<u>という。</u>)は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>	<p>(財産権等の尊重及び他の公益との調整)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。</p>
<p>(指定)</p>	<p>(指定)</p>
<p>第4条 <u>教育委員会</u>は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定有形文化財(以下「<u>市指定有形文化財</u>」<u>という。</u>)に指定することができる。</p>	<p>第4条 <u>市長</u>は、市の区域内に存する有形文化財(法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により静岡県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定有形文化財(以下「<u>市指定有形文化財</u>」<u>という。</u>)に指定することができる。</p>
<p>2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p>	<p>2 前項の規定による指定をするに当たっては、<u>市長</u>は、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。</p>
<p>3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>教育委員会</u>は、あらかじめ、第43条に規定する掛川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p>	<p>3 第1項の規定による指定をするに当たっては、<u>市長</u>は、あらかじめ、第43条に規定する掛川市文化財保護審議会に諮問しなければならない。</p>
<p>4 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>	<p>4 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければならない。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>6 <u>教育委員会</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>	<p>6 <u>市長</u>は、第1項の規定による指定をしたときは、当該指定有形文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。</p>
<p>(解除)</p>	<p>(解除)</p>
<p>第5条 <u>教育委員会</u>は、指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形文化財の指定を解除することができる。</p>	<p>第5条 <u>市長</u>は、指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形文化財の指定を解除することができる。</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 前項の場合には、<u>教育委員会</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければ</p>	<p>4 前項の場合には、<u>市長</u>は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知しなければ</p>

らない。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を教育委員会に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく教育委員会規則及び教育委員会の指示又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくは盗難に遭い、又はこれを亡失したときは、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認める

い。

5 第2項で準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき、及び前項の規定による通知を受けたときは、市指定有形文化財の所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を市長に返付しなければならない。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第6条 市指定有形文化財の所有者は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示又は勧告に従い、市指定有形文化財を管理しなければならない。

2 (略)

3 市指定有形文化財の所有者は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。

4 (略)

(所有者の変更等)

第7条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、若しくは盗難に遭い、又はこれを亡失したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 市指定有形文化財の所有者(管理責任者がある場合は、その者)は、市指定有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第10条 (略)

2 前項の補助金を交付する場合には、市長は、その補助の条件として管理又は修理に関し、必要な事項を指示し、必要があると認めるとき

ときは、当該管理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 教育委員会は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗難に遭うおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3・4 (略)

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、教育委員会は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(修理の届出等)

第13条 当該市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りではない。

は、当該管理について指揮監督することができる。

(管理又は修理に関する勧告)

第11条 市長は、市指定有形文化財の管理が適当でないため当該市指定有形文化財が滅失し、損傷し、又は盗難に遭うおそれがあると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を講ずることを勧告することができる。

2 市長は、市指定有形文化財が損傷している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、当該市指定有形文化財の所有者に対し、その修理について必要な事項を勧告することができる。

3・4 (略)

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、市長は許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

5 (略)

(修理の届出等)

第13条 当該市指定有形文化財の所有者は、市指定有形文化財を修理しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付、第11条第2項の規定による指示又は前条第1項の規定による許可を受けて行う場合は、この限りではない。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第14条 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを指示することができる。

2 教育委員会は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を指示することができる。

3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときはその職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 (略)

(現状等の報告)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく教育委員会の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定等)

第18条 教育委員会は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をする

2 市長は、市指定有形文化財の保護上必要があると認めるときは、前項の届出に係る市指定有形文化財の修理に関し、技術的な指導と助言をすることができる。

(公開)

第14条 市長は、市指定有形文化財の所有者及び管理責任者に対し、3月以内の期間を限って市長の行う公開の用に供するため、市指定有形文化財を出品することを指示することができる。

2 市長は、市指定有形文化財の所有者に対し、3月以内の期間を限って市指定有形文化財の公開を指示することができる。

3 (略)

4 市長は、第1項の規定により市指定有形文化財が出品されたときはその職員のうちから当該市指定有形文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

5 市長は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る市指定有形文化財の管理に関し、必要な指示をするとともに、必要があると認めるときは、当該管理について指揮監督することができる。

6 (略)

(現状等の報告)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 市指定有形文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該市指定有形文化財に関し、この条例に基づく市長の指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 (略)

(指定等)

第18条 市長は、市の区域内に存する無形文化財(法第71条第1項の規定により重要無形文化財に指定されたもの及び県条例第18条第1項の規定により静岡県指定無形文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを掛川市指定無形文化財(以下「市指定無形文化財」という。)に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするに当

に当たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、あらかじめ掛川市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。

4 教育委員会は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 教育委員会は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（指定等の解除）

第19条 教育委員会は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 （略）

4 教育委員会は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

5 （略）

6 教育委員会は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及

たっては、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で、代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするに当たっては、あらかじめ掛川市文化財保護審議会に、諮問しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

5 市長は、第1項の規定による指定をした後においても、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

（指定等の解除）

第19条 市長は、市指定無形文化財が市指定無形文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定無形文化財の指定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 （略）

4 市長は、第1項の規定による指定の解除又は第2項の規定による認定の解除をするに当たっては、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知しなければならない。

5 （略）

6 市長は、前項の場合には、その旨を告示するとともに、当該市指定無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

7 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及

び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名等の変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(保存)

第21条 教育委員会は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第22条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を指示することができる。

2～4 (略)

(保存に関する指導助言)

第23条 教育委員会は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(指定)

第24条 教育委員会は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財及び静岡県指定無形民俗文化財に指

び次条において同じ。)は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、市指定無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、市長は、その旨を告示しなければならない。

(保持者の氏名等の変更等)

第20条 保持者又は保持団体が次の各号のいずれかに該当するときは、保持者若しくはその相続人又は保持団体の代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1)～(6) (略)

(保存)

第21条 市長は、市指定無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財について、自ら記録の作成、伝承者の養成その他保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(公開)

第22条 市長は、市指定無形文化財の保持者又は保持団体に対し市指定無形文化財の公開を、市指定無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を指示することができる。

2～4 (略)

(保存に関する指導助言)

第23条 市長は、市指定無形文化財の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

(指定)

第24条 市長は、市の区域内に存する有形の民俗文化財（法第78条第1項の規定により重要有形民俗文化財に指定されたもの及び県条例第24条第1項の規定により静岡県指定有形民俗文化財に指定されたものを除く。）のうち市にとって重要なものを掛川市指定有形民俗文化財（以下「市指定有形民俗文化財」という。）に、無形の民俗文化財（同項の規定により重要無形民俗文化財及び静岡県指定無形民俗文化財に指定され

定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

(指定の解除)

第25条 教育委員会は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2・3 (略)

4 教育委員会は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

5・6 (略)

7 教育委員会は、第5項の場合における市指定無形民俗文化財の指定の解除について、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届け出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を指示す

たものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定無形民俗文化財(以下「市指定無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

(指定の解除)

第25条 市長は、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財が市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定有形民俗文化財又は市指定無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2・3 (略)

4 市長は、第1項の規定による市指定無形民俗文化財の指定の解除をするに当たっては、その旨を告示しなければならない。

5・6 (略)

7 市長は、第5項の場合における市指定無形民俗文化財の指定の解除について、その旨を告示しなければならない。

(市指定有形民俗文化財の保護)

第26条 市指定有形民俗文化財に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 市指定有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、市長は、前項の届け出に係る市指定有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財の保存)

第28条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形民俗文化財について、自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 (略)

(市指定無形民俗文化財の記録の公開)

第29条 市長は、市指定無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を指示すること

ることができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第30条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第31条 教育委員会は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2・3 (略)

(指定)

第32条 教育委員会は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定及び県条例第29条第1項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定史跡、掛川市指定名勝又は掛川市指定天然記念物(以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(指定の解除)

第33条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、教育委員会規則の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名

ができる。

2 (略)

(保存に関する指導又は助言)

第30条 市長は、市指定無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は指示をすることができる。

(市指定無形民俗文化財以外の無形民俗文化財の記録の作成等)

第31条 市長は、市指定無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、市は、適当な者に対し、当該無形の民俗文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2・3 (略)

(指定)

第32条 市長は、市の区域内に存する記念物(法第109条第1項の規定及び県条例第29条第1項の規定により、史跡、名勝又は天然記念物に指定されたものを除く。)のうち市にとって重要なものを掛川市指定史跡、掛川市指定名勝又は掛川市指定天然記念物(以下これらを「市指定史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 (略)

(指定の解除)

第33条 市長は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特殊の理由があるときは、市指定史跡名勝天然記念物の指定を解除することができる。

2・3 (略)

(標識等の設置)

第34条 市指定史跡名勝天然記念物の所有者は、規則の定める基準により、市指定史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲柵その他の施設を設置しなければならない。

(土地の所在等の異動の届出)

第35条 市指定史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、市指定史跡名勝天然記念物の所有者(第37条で準用する第6

勝天然記念物の所有者（第37条で準用する第6条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。

3 （略）

（選定等）

第38条 教育委員会は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを掛川市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 （略）

（選定等の解除）

第39条 教育委員会は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 教育委員会は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 （略）

条第2項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者）は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（現状変更等の制限）

第36条 市指定史跡名勝天然記念物に関し、その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を講ずる場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 （略）

（選定等）

第38条 市長は、市の区域内に存する伝統的な技術又は技能で文化財の保存のために欠くことのできないもの（法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第34条の2第1項の規定により静岡県選定保存技術に選定されたものを除く。）のうち、市として保存の措置を講ずる必要があるものを掛川市選定保存技術（以下「市選定保存技術」という。）として選定することができる。

2 市長は、前項の規定による選定をするに当たっては、市選定保存技術の保持者又は保存団体（市選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3・4 （略）

（選定等の解除）

第39条 市長は、市選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合その他特殊の理由があるときは、その選定を解除することができる。

2 市長は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなったと認められる場合その他特殊の理由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3～5 （略）

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、教育委員会は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第41条 教育委員会は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を講ずることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 （略）

（保存に関する指導又は助言）

第42条 教育委員会は、市選定保存技術の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

（設置）

第43条 教育委員会に、掛川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第44条 審議会は、教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に答申する。

（委員及び臨時委員）

第46条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（庶務）

第50条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

6 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあつてはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあつては保持者のすべてが死亡し、かつ、保存団体のすべてが解散したときは、市選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合においては、市長は、その旨を告示しなければならない。

（保存）

第41条 市長は、市選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、市選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を講ずることができるものとし、市は、保持者、保存団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 （略）

（保存に関する指導又は助言）

第42条 市長は、市選定保存技術の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

（設置）

第43条 市長の諮問機関として、掛川市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第44条 審議会は、市長の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して市長に答申する。

（委員及び臨時委員）

第46条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者及び関係行政機関の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

（庶務）

第50条 審議会の庶務は、協働環境部において処理する。

（委任）

第51条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(掛川市大須賀歴史民俗資料館条例の一部改正)

3 掛川市大須賀歴史民俗資料館条例(平成17年掛川市条例第176号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(入館の制限)</p> <p>第3条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(展示品の利用許可)</p> <p>第4条 学術研究等のため、展示品の撮影、模写、模造、熟覧等(以下「展示品の利用」という。)をしようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、展示品の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 <u>教育委員会</u>は、展示品の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、展示品の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会</u>が別に定める。</p>	<p>(入館の制限)</p> <p>第3条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者がある場合は、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(展示品の利用許可)</p> <p>第4条 学術研究等のため、展示品の撮影、模写、模造、熟覧等(以下「展示品の利用」という。)をしようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 <u>市長</u>は、展示品の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。</p> <p>3 <u>市長</u>は、展示品の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、展示品の利用を許可しない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>市長</u>が別に定める。</p>

(掛川市吉岡彌生記念館条例の一部改正)

4 掛川市吉岡彌生記念館条例(平成18年掛川市条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改正前	改正後
<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 記念館の開館時間及び休館日は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 記念館を使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>教育委員会</u>は、記念館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入館料又は使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>教育委員会</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(入館料又は使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>(開館時間等)</p> <p>第3条 記念館の開館時間及び休館日は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第6条 記念館を使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の不許可)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の使用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、記念館の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は使用を制限することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(使用の許可の取消し等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 使用料は、前納しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(入館料又は使用料の減免)</p> <p>第10条 <u>市長</u>は、特別の理由があると認めるときは、入館料又は使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(入館料又は使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の入館料又は使用料は、還付しない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(委任)</p>

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1（第4条関係）

区分		個人	団体
(略)			
特別展	一般（高校生を含む。）	<u>教育委員会</u> が別に定める額	
	(略)		

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1（第4条関係）

区分		個人	団体
(略)			
特別展	一般（高校生を含む。）	<u>市長</u> が別に定める額	
	(略)		

議案第25号

掛川市印鑑条例の一部改正について

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を改正する条例を裏面のとおりに定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市印鑑条例の一部を改正する条例

掛川市印鑑条例（平成17年掛川市条例第75号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（登録資格）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 市長は、<u>前項第4号、第7号の事由により</u>印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>	<p>（登録資格）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>（印鑑登録の抹消）</p> <p>第12条（略）</p> <p>2 市長は、<u>前項第3号、第4号及び第7号の事由により</u>印鑑の登録を抹消したときは、印鑑登録者にその旨を通知するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部改正について

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年掛川市条例第29号）等の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井 三郎

掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例等の一部を改正する条例

(掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第1条 掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年掛川市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<u>掛川市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>	<u>掛川市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>

(掛川市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第2条 掛川市固定資産評価審査委員会条例（平成17年掛川市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。</u>第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。</u></p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書面審理)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、<u>正副2通の弁明書の提出があったものとみなす。</u></u></p> <p>3～5 (略)</p>

(掛川市手数料条例の一部改正)

第3条 掛川市手数料条例(平成17年掛川市条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(次章及び第5章で定める手数料を除く。)の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付</u> 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額</p> <p>(9)～(13) (略)</p>	<p>(証明、閲覧等に係る手数料)</p> <p>第7条 証明、閲覧等に関する事務に係る手数料(次章及び第5章で定める手数料を除く。)の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う地方税法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定による交付</u> 前号に掲げる交付の方法(用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。)によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額</p> <p>(9)～(13) (略)</p>

第4条 掛川市手数料条例(平成17年掛川市条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料)</p> <p>第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下この条において「法」という。</u>） 第2条第7項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、1枚につき800円とする。</p> <p><u>2 法第7条第1項の通知カードの再交付に係る手数料の額は、1枚につき500円とする。</u></p>	<p>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による手数料)</p> <p>第17条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カードの再交付に係る手数料の額は、1枚につき800円とする。</p>

(掛川市行政不服審査法施行条例の一部改正)

第5条 掛川市行政不服審査法施行条例（平成28年掛川市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(手数料の額)</p> <p>第8条 法第38条第6項及び他の法令の規定において読み替えて準用する同条第4項並びに法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、次の各号の掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による交付前号に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってする</u>としたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第8条 法第38条第6項及び他の法令の規定において読み替えて準用する同条第4項並びに法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、次の各号の掲げる交付の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う方法による交付前号</u>に掲げる交付の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき同号ア又はイに定める額</p>

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条から第3条まで及び第5条の規定 公布の日
- (2) 第4条の規定 公布の日又は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

議案第27号

掛川市国民健康保険税条例の一部改正について

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松 井 三 郎

掛川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

掛川市国民健康保険税条例（平成17年掛川市条例第114号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし</p>	<p style="text-align: center;">（課税額）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額、<u>被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額</u>とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、<u>被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額</u>とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び<u>被保険者均等割額の合算額</u>とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p style="text-align: center;">（国民健康保険の被保険者に係る所得割額）</p> <p>第4条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をし</p>

た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額
(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)
に100分の4.9を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第5条 第3条第2項の資産割額は、当該年度分
の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部
分の額に100分の20.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等
割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被
保険者1人について20,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割
額)

第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の
各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定
める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康
保険法第6条第8号の規定により被保険者の
資格を喪失した者であって、当該資格を喪失
した日の前日以後継続して同一の世帯に属す
るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属
する被保険者が属する世帯であって同日の属
する月(以下この号において「特定月」とい
う。)以後5年を経過するまでの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限
る。)をいう。次号、第11条及び第27条にお
いて同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所
属者と同一の世帯に属する被保険者が属する
世帯であって特定月以後5年を経過する月の
翌月から特定月以後8年を経過する月までの
間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい
ない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及
び第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯
について20,000円

(2) 特定世帯 1世帯について10,000円

(3) 特定継続世帯 1世帯について15,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支
援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の
属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所
得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支
援金等課税額の資産割額)

第9条 第3条第3項の資産割額は、当該年度分

た後の総所得金額及び山林所得金額の合計額
(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)
に100分の5.8を乗じて算定する。

2 (略)

第5条 削除

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等
割額)

第6条 第3条第2項の被保険者均等割額は、被
保険者1人について22,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割
額)

第7条 第3条第2項の世帯別平等割額は、次の
各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定
める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康
保険法第6条第8号の規定により被保険者の
資格を喪失した者であって、当該資格を喪失
した日の前日以後継続して同一の世帯に属す
るものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属
する被保険者が属する世帯であって同日の属
する月(以下この号において「特定月」とい
う。)以後5年を経過するまでの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限
る。)をいう。次号、第11条及び第27条にお
いて同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所
属者と同一の世帯に属する被保険者が属する
世帯であって特定月以後5年を経過する月の
翌月から特定月以後8年を経過する月までの
間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がい
ない場合に限る。)をいう。第3号、第11条及
び第27条において同じ。)以外の世帯 1世帯
について16,000円

(2) 特定世帯 1世帯について8,000円

(3) 特定継続世帯 1世帯について12,000円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支
援金等課税額の所得割額)

第8条 第3条第3項の所得割額は、賦課期日の
属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所
得金額等に100分の2.1を乗じて算定する。

第9条 削除

の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の8.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,000円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について8,000円

(2) 特定世帯 1世帯について4,000円

(3) 特定継続世帯 1世帯について6,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第13条 第3条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の7.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第15条 第3条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額

(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第10条 第3条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第11条 第3条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1世帯について6,000円

(2) 特定世帯 1世帯について3,000円

(3) 特定継続世帯 1世帯について4,500円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第12条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.6を乗じて算定する。

第13条 削除

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第14条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について13,000円とする。

第15条 削除

(国民健康保険税の減額)

第27条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額

(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場

合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について14,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について14,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について7,000円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について10,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について5,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について5,600円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,800円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について4,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について7,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について3,920円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について10,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

合には、16万円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について15,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について11,200円

(イ) 特定世帯 1世帯について5,600円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について8,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について6,440円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について4,200円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,100円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について3,150円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について9,100円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について11,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について10,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について5,000円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について7,500円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について4,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,000円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について5,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,800円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,000円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について4,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について2,000円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について3,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について8,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について4,000円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について6,000円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,600円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について3,000円

(イ) 特定世帯 1世帯について1,500円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について2,250円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について6,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき51万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について4,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について3,200円

(イ) 特定世帯 1世帯について1,600円

(ロ) 特定継続世帯 1世帯について2,400円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,840円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について1,600円

(イ) 特定世帯 1世帯について800円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,000円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,120円

（国民健康保険税の減免）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納付義務者

ア・イ (略)

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯
1世帯について1,200円

(イ) 特定世帯 1世帯について600円

(ウ) 特定継続世帯 1世帯について900円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について2,600円

（国民健康保険税の減免）

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められるものに対し、国民健康保険税を減免することができる。

(1)～(3) (略)

(4) 次のいずれにも該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）の属する世帯の納税義務者

ア・イ (略)

(5) 国民健康保険法第59条の規定により療養の給付等の制限を受けている被保険者の属する世帯の納税義務者

2 前項の規定により国民健康保険税の減免を受けようとする者は、規則で定める場合を除き、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

3 (略)

附 則

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

2 改正後の掛川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

掛川市手数料条例の一部改正について

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市手数料条例の一部を改正する条例

掛川市手数料条例（平成17年掛川市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(7) （略）</p> <p>(イ) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(7) 住戸部分</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき35,000円</p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの</p>	<p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による手数料）</p> <p>第20条の4 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査に係る手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) その他の場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅</p> <p>(7) （略）</p> <p>(イ) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</p> <p>イ 一戸建ての住宅以外の住宅</p> <p>(7) 住戸部分</p> <p>a 申請戸数が1戸のもの</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき18,000円</p> <p>b 申請戸数が2戸以上5戸以下のもの</p> <p>(a) （略）</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき35,000円</p> <p>c 申請戸数が6戸以上10戸以下のもの</p>

<p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき51,000円</p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき51,000円</p> <p>d 申請戸数が11戸以上のもの</p> <p>(a) (略)</p> <p>(b) <u>省令第1条第1項第2号イ(2)及び(3)並びにロ(2)及び(3)</u>に規定する基準による審査を行う場合 1件につき75,000円</p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第29号

掛川市営住宅管理条例の一部改正について

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市営住宅管理条例の一部を改正する条例

掛川市営住宅管理条例（平成17年掛川市条例第144号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第3項若しくは第4項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、<u>省令第8条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(住宅の明渡しの請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>年5分の割合</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下</p>	<p>(公募の例外)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）<u>第3条第4項若しくは第5項</u>の規定に基づく土地区画整理事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(収入の申告等)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 前項の規定による収入の申告は、<u>省令第7条</u>に規定する方法によるものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(住宅の明渡しの請求)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に<u>民法（明治29年法律第89号）第404条に規定する法定利率</u>による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同</p>

の金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の
金銭を徴収することができる。

4～6 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第30号

掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部改正について

掛川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年掛川市条例第4号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

掛川市空き家等の適正管理に関する条例（平成26年3月26日掛川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>(代執行) 第12条 (略)</p> <p>(掛川市空き家等審査会) 第13条 <u>前条第2項の規定による諮問に応じ代執行を行うこと</u>について審査するため、掛川市空き家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>	<p>(代執行) 第12条 (略) <u>(緊急安全措置)</u> <u>第12条の2 市長は、空き家等が著しく管理不全な状態で、人の生命、身体又は財産に重大な影響を及ぼす危険な状態が切迫していると認められる場合において、第7条、第8条、第10条及び前条に規定する手続を行う時間的余裕がないときは、その危険な状態を回避するため、必要最低限の措置を講ずることができる。</u> <u>2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該空き家等の所在地及び当該措置の内容を当該空き家等の所有者等に通知（所有者等又はその連絡先を確認することができない場合にあっては、公告）をしなければならない。</u> <u>3 市長は、第1項の措置に要した費用を当該空き家等の所有者等に請求することができる。</u> (掛川市空き家等審査会) 第13条 <u>第12条第2項の規定による諮問に応じ代執行を行うこと</u>について審査するため、掛川市空き家等審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p>

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第31号

掛川市立学校設置条例の一部改正について

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市立学校設置条例の一部を改正する条例

掛川市立学校設置条例（平成17年掛川市条例第150号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後																		
<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 幼稚園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市立中幼稚園</td> <td style="text-align: center;">掛川市中3124番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市立千浜幼稚園</td> <td style="text-align: center;">掛川市三俣239番地 地の1</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立中幼稚園	掛川市中3124番地	掛川市立千浜幼稚園	掛川市三俣239番地 地の1	(略)		<p>別表（第2条関係）</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 幼稚園</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">掛川市立中幼稚園</td> <td style="text-align: center;">掛川市中3124番地</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	(略)		掛川市立中幼稚園	掛川市中3124番地	(略)	
名 称	位 置																		
(略)																			
掛川市立中幼稚園	掛川市中3124番地																		
掛川市立千浜幼稚園	掛川市三俣239番地 地の1																		
(略)																			
名 称	位 置																		
(略)																			
掛川市立中幼稚園	掛川市中3124番地																		
(略)																			

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第32号

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部改正について

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を改正する条例を裏面のとおり定める。

令和2年2月19日提出

掛川市長 松井三郎

掛川市学校給食共同調理場に関する条例の一部を改正する条例

掛川市学校給食共同調理場に関する条例（平成17年掛川市条例第153号）の一部を次のように改正する。
次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	所在地	対象校	名称	所在地	対象校
(略)			(略)		
掛川市 大東学 校給食 センタ ー	(略)	掛川市立城東中学校 掛川市立大浜中学校 掛川市立土方小学校 掛川市立佐東小学校 掛川市立中小学校 掛川市立大坂小学校 掛川市立千浜小学校 掛川市立土方幼稚園 掛川市立佐東幼稚園 掛川市立中幼稚園 掛川市立千浜幼稚園 掛川市立大坂幼稚園 掛川市立睦浜幼稚園	掛川市 大東学 校給食 センタ ー	(略)	掛川市立城東中学校 掛川市立大浜中学校 掛川市立土方小学校 掛川市立佐東小学校 掛川市立中小学校 掛川市立大坂小学校 掛川市立千浜小学校 掛川市立土方幼稚園 掛川市立佐東幼稚園 掛川市立中幼稚園
(略)			(略)		

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

